

山梨県子ども読書活動推進実施計画(第4次) (仮称)

(素案)

全ての子どもたちに豊かな読書体験を
～豊かで幸せな人生 (ウェルビーイング) につなげるために～



YAMANASHI

令和6年3月
山梨県教育委員会

目次

第1章 第4次推進実施計画の策定にあたって

1	子どもの読書活動を推進する意義	1
2	計画策定の背景と趣旨	1
	（1）第4次推進実施計画策定までの背景	1
	（2）第4次推進実施計画策定の趣旨	1
	（3）第4次推進実施計画の位置付け	2
3	第4次推進実施計画の期間	2
4	第3次推進実施計画期間中の子どもの読書活動を取り巻く変化	2
	（1）国の動向	2
	（2）デジタル化の進展	2
	（3）新型コロナウイルス感染症拡大の影響	4
5	第3次推進実施計画期間における取組	4
	（1）実施目標	4
	（2）達成状況	4
	（3）数値目標以外の取組状況	8
6	第3次推進実施計画期間における成果と課題	10

第2章 第4次推進実施計画における目指す方向

1	基本理念	12
2	基本方針	12
3	家庭、地域、図書館、学校等の役割	13
	（1）家庭で読書活動を推進することの意義と役割	13
	（2）地域における子どもの読書活動の推進と役割	13
	（3）図書館における子どもの読書活動の推進と役割	14
	（4）学校等における子どもの読書活動の推進と役割	14

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な施策

1	社会全体での取組	18
2	人材の育成	22
3	環境整備・充実	24
4	普及・啓発	27
	（1）広報・啓発	27
	（2）各種情報の収集と提供	27

第4章 推進体制の整備

1	子ども読書支援センターの活用推進	31
2	諸機関の連携・協力	31

(1) 図書館間の連携・協力	31
(2) 図書館と諸機関との連携・協力	31
(3) ボランティア、民間団体との連携・協力	31
3 市町村における推進体制の整備と支援	31
4 計画の進行管理	32
5 数値目標	32
関連する県の事業一覧	33
山梨県子ども読書活動推進実施計画（第4次）（R6～R10年度）体系図	35

第1章 第4次推進実施計画の策定にあたって

1 子どもの読書活動を推進する意義

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」¹第2条）です。また、子どもの権利条約²13条では、子どもは自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利を持っていることがうたわれています。

社会の変化のスピードが速く、複雑で予測困難となっている現在、子どもたちは、自分の良さや可能性を認識し、多様な人々と協力し合いながら、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓いていく力が求められています。こうした子どもたちの資質・能力を育み、人間関係を築く上で必要なのは言葉であり、読解力や想像力、思考力、表現力等に不可欠な言葉の力を養うのは読書です。

読書をすることで多様な考え方や価値観に触れ、他者や社会とつながる機会となり、それを基に思考することができるようになります。さらには読むこと自体の楽しさ、喜びを知ることになり、人生の糧にもなります。このように、読書活動は乳幼児期から子どもが成長していく上で欠くことのできない大きな意味をもち、社会全体で子どもの読書活動を推進していく必要があります。

2 計画策定の背景と趣旨

（1）第4次推進実施計画策定までの背景

本県においては、平成17年3月に「山梨県子ども読書活動推進実施計画（第1次）」を策定し、その後、平成24年3月に第2次推進実施計画、平成29年3月に第3次推進実施計画を策定（令和4年3月に改定）しました。市町村においても、推進計画の策定が進んできました。その間には、県立図書館が開館し、子ども読書支援センター³が設置される等、一貫して県内の子どもの読書活動の推進が図られてきました。

（2）第4次推進実施計画策定の趣旨

子どもの読書活動は、非常に重要な意義があり、子どもの育ちに不可欠であることから、社会全体で子どもの読書活動の推進に取り組む必要があります。この「山梨県子ども読書活動推進実施計画（第4次）」（以下、「第4次推進実施計画」という）は、このような動きの中で、「第3次山梨県子ども読書活動推進実施計画」（以下、「第3次推進実施計画」という）の成果と課題に基づき、さらに充実した子どもの読書活動を推進していくために策定しました。

本県の将来を担う子どもたちのために、大人たちも率先して読書活動を行い、子どもたちが自主的に読書活動を行うことができる環境と機会を提供できるよう、家庭、地域、図書館、学校等が中心になり、社会全体で取り組むことを願っています。

¹ 子どもの読書活動の推進に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにした法律。ここでいう「子ども」とは、概ね18歳以下の者をいう。

² 子どもが権利をもつ主体であることを明確に示し、世界中すべての子どもたちがもつ権利を定めた条約。ここでいう「子ども」とは、18歳未満の者をいう。

³ 山梨県立図書館内に設置され、子どもの読書活動の推進を図る拠点となるもの。読書推進プログラムの開発や情報提供、研修会等を通じた人材育成等7つの機能を展開している。

(3) 第4次推進実施計画の位置付け

第4次推進実施計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第1項の規定に基づく計画です。国の「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を指針とし、本県における子どもの読書活動の推進に関する施策や取組の方向を示すとともに、市町村、民間団体等による子どもの読書活動を推進するための指針として策定するものです。

また、「山梨県教育振興基本計画」の個別実施計画として、位置付けられています。

3 第4次推進実施計画の期間

第4次推進実施計画の期間は令和6年度から令和10年度までの5年間とし、子どもの読書活動の一層の推進を図ります。

4 第3次推進実施計画期間中の子どもの読書活動を取り巻く変化

(1) 国の動向

平成13年12月に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、概ね5年間の施策の基本的方針と具体的な方策を示し「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下、「基本計画」という）（第一次：平成14年、第二次：平成20年、第三次：平成25年、第四次：平成30年）が策定されました。令和5年3月には第五次の基本計画が策定され、「不読率の低減」「多様な子どもたちの読書機会の確保」「デジタル社会に対応した読書環境の整備」「子どもの視点に立った読書活動の推進」が基本的方針として示されました。

平成29年、30年の小中高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改訂により、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用してその機能の活用を図り、児童・生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実することが規定されました。また、平成29年に改訂された幼稚園教育要領では、幼児が絵本や物語等に親しむことで、それらを通して想像したり、表現したりすることを楽しむこととしています。

さらに、令和元年に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律⁴」（読書バリアフリー法）が施行されました。この法律は、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としています。令和2年7月に策定された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」では、アクセシブルな電子書籍等の充実、障害の種類・程度に応じた配慮などの方針が示されました。

(2) デジタル化の進展

① 情報通信手段の普及・多様化

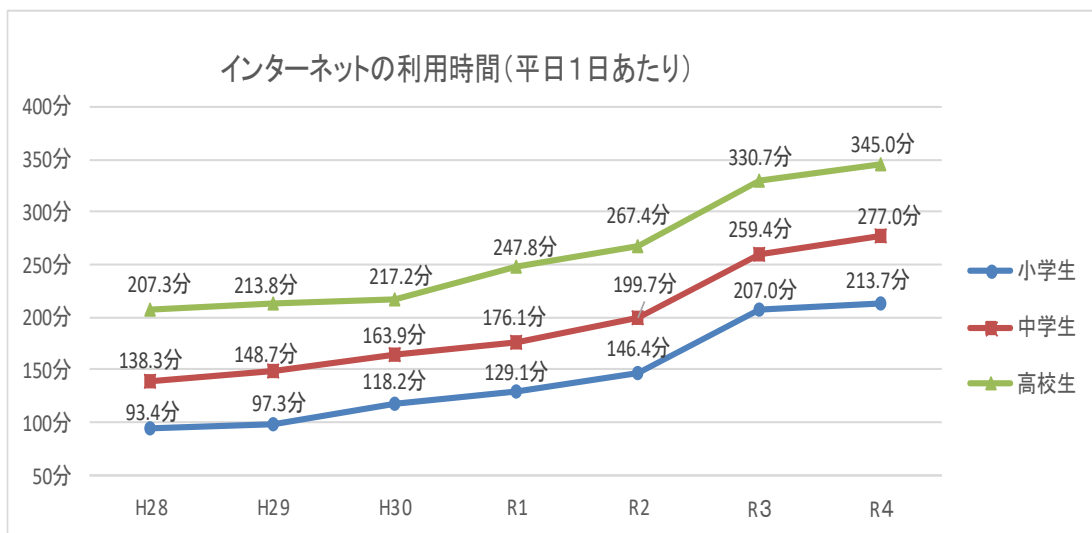
近年、スマートフォンの普及や、それを活用したSNS等コミュニケーションツールの多様化等、子どもを取り巻く情報環境が大きな変化を見せており、これらは、子どもの読書習慣にも大きな影響を与えている可能性があります。

内閣府の「青少年のインターネット利用環境実態調査」（令和4年）によると、インターネットを利用すると回答した青少年の平均利用時間が増加するとともに、小、中、高校生と学校段階が

⁴ 視覚障害者等の方も読書に親しむことができる社会を推進するため、令和元年6月に公布・施行された法律。

進むにつれて長時間の利用となる傾向があります。

インターネットを利用する機器は、スマートフォン（74.5%）、学校から配布されたタブレット（1人1台端末）（64.6%）、ゲーム機（64.1%）、自宅用のパソコンやタブレット（48.8%）と多岐に渡っています。



典拠資料：「青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）

② 電子書籍の普及

近年、電子書籍の普及により、本は紙媒体で読むだけでなく、電子媒体で読むことも選択できるようになるなど、読書の形態が変化しています。

文部科学省が委託調査した平成30年度「子供の読書活動の推進等に関する調査研究」の報告書によると、過去1ヶ月間において電子書籍を読んだ子どもは、小学生が16.1%、中学生が18.7%、高校生が21.4%で、小学生、中学生、高校生のいずれも、約2割の子どもが過去1ヶ月間において電子書籍を読んでいます。

また、同調査の報告書で、全国の公立図書館で電子書籍の貸出を行っている自治体の割合は、令和2年度は9.8%、令和4年度は29.4%と増加しており、公立図書館での電子書籍の導入が進んでいることが分かります。また、今後電子書籍の貸出を予定している、または導入を検討している自治体の割合は約25%となっていて、電子書籍の普及は、ますます広がっていくと思われます。

③ GIGAスクール構想の進展

学校では、1人1台端末の導入や高速大容量の通信ネットワークが整備され、児童・生徒はタブレット端末を活用した授業に取り組むようになってきており、GIGAスクール構想の実現が着実に進展しています。体験的・探究的活動を伴った調べ学習を行う際、学校図書館で本を活用するとともに、1人1台端末を活用して、調べ学習を行うことが増えてきています。全国学力・学習状況調査によると、「前学年までに受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器をどの程度使用しましたか。」という質問に対して、小学校6年生では毎日使用している割合は、令和4年度22.5%、令和5年度28.7%、週3日以上使用している割合は、令和4年度32.2%、令和5年度34.8%、中学校3年生では毎日使用しているという割合は、令和4年度17.4%、令和5

年度 27.5%、週3日以上使用している割合は、令和4年度 32.9%、令和5年度 40.3%という結果でした。学校の授業の中でICT機器を活用する場面が増えていることが分かります。

1人1台端末を活用して電子書籍を読んだり、調べ学習を行ったりすることは、紙での読書に電子による読書方法が加わり、読書機会を増やすことにつながっていると考えられます。

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響

令和2年度から令和4年度まで新型コロナウイルス感染症の影響により、図書館の臨時休館、学校の臨時休校、読み聞かせ会等のイベントの中止等があり、子どもたちが図書館や学校、地域で本に触れる機会が減少傾向にありました。特に、臨時休校の影響で自宅学習の難しい小学校低学年の児童、中学校、高等学校に進学した直後の生徒の読書習慣の形成に影響を与えました。また、コロナ禍における体験活動の機会の減少が不読率にも影響を与えたと考えられます。

令和5年5月以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行されたことに伴い、減少傾向にあった読み聞かせ会等のイベントや体験活動等は、コロナ禍前に戻りつつあります。

5 第3次推進実施計画期間における取組

(1) 実施目標

第3次推進実施計画では、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、次の4つの目標を実施目標とし、取組を行ってきました。

第3次推進実施計画の実施目標

- | | |
|-------|-------------------------|
| 実施目標1 | 子どもの読書活動を推進する地域づくり |
| 実施目標2 | 子どもの読書活動を推進する人材の育成 |
| 実施目標3 | 子どもの読書活動を推進するための環境整備・充実 |
| 実施目標4 | 子どもの読書活動推進のための普及・啓発 |

(2) 達成状況

第3次推進実施計画では、6つの項目を数値目標に設定しました。

① 図書室・図書館の非利用率（全く利用しない人の割合）

	平成27年	令和5年	目標数値 (令和5年)	H27とR5の比較
小学校	22.9%	38.5%	14.0%	15.6ポイント増加
中学校	41.6%	46.8%	25.0%	5.2ポイント増加

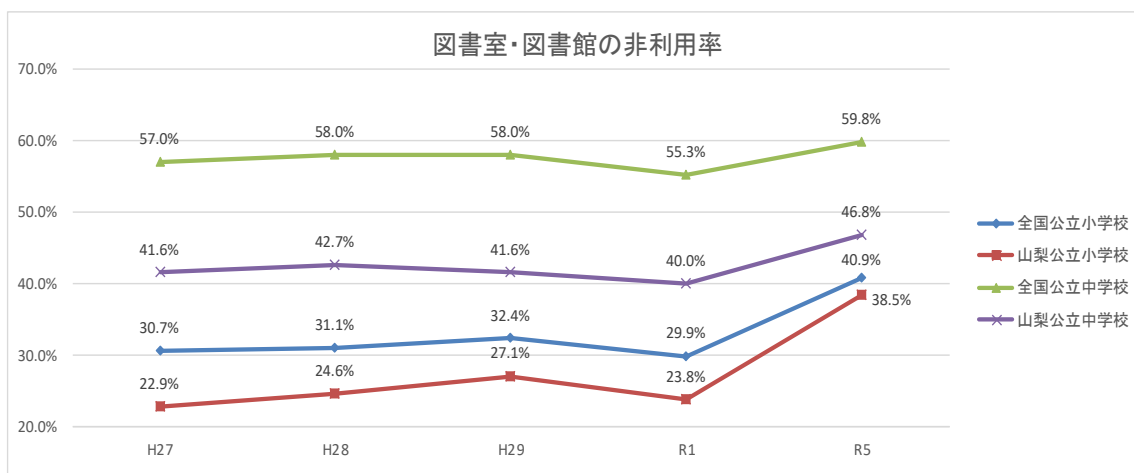
典拠資料：平成27年～令和5年「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）

図書室・図書館の非利用率（全く利用しない人の割合）は、小学校、中学校ともに新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大きく増加しました。小学校、中学校ともに目標に達していま

せん。

(詳細)

平成27年度から令和5年度に行われた文部科学省の「全国学力・学習状況調査」の結果から、「昼休みや放課後、学校が休みの日に、本（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）を読んだり、借りたりするために、学校図書館(室)や地域の図書館（令和5年度は電子図書館を含む）にどれくらい行きますか。」という設問に対して、「ほとんど行かない・全く行かない」と答えた児童・生徒の割合は次のとおりです。



典拠資料：「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）

※H30、R3、R4は該当質問なし R2は調査未実施

これによると、令和5年度調査で学校図書館や地域の図書館に「ほとんど、または全く行かない」と回答した割合は、小学生が38.5%（全国40.9%）、中学生が46.8%（全国59.8%）でした。「年に数回程度行く」と回答した割合を合わせると、中学生は69%であり、学校図書館や地域の図書館を利用しない中学生が多いことがわかります。全国平均と比較すると、利用しない人の割合は少ないともいえます。これは、県民一人あたりに対する図書館の数が多いことも良い影響を及ぼしているといえます。しかし、中学生とそれに続く高校生世代の読書活動をより活発にしていくために、学校・地域の図書館は、より大きな役割を果たさなければなりません。

② 不読率（平日、学校の授業以外で読書をしない人の割合）

	平成27年	令和5年	目標数値 (令和5年)
小学校	17.5%	21.1%	11.0%
中学校	29.2%	28.2%	18.0%

H27とR5の比較

3.6ポイント増加

1.0ポイント減少

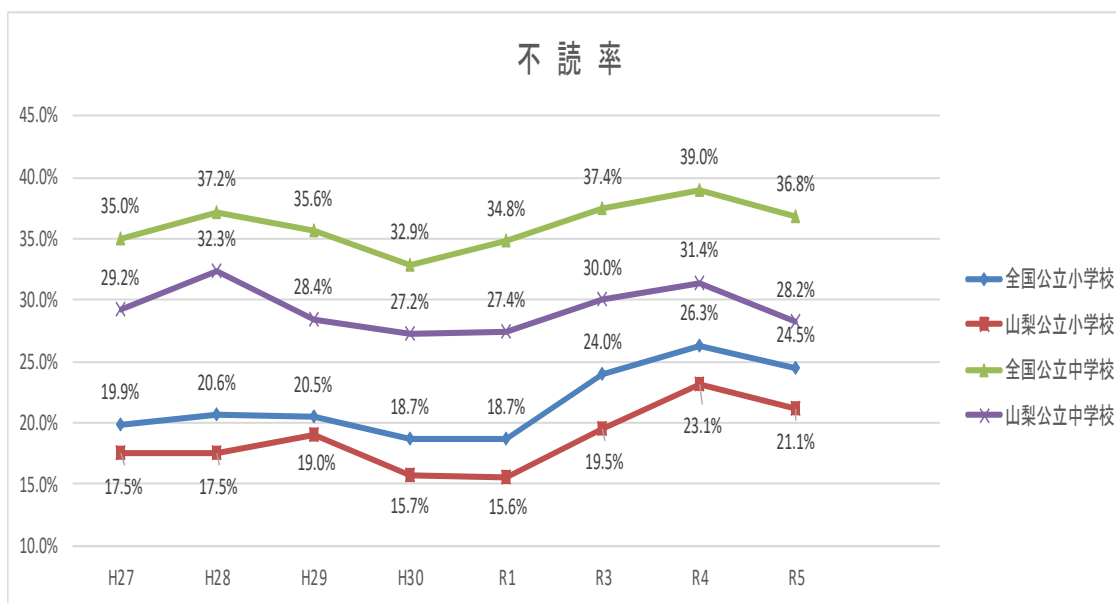
典拠資料：平成27年～令和5年「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）

不読率は、小学校で増加、中学校で若干減少しましたが、目標には達していません。学校段階が進むにつれ、子どもが読書から遠ざかる傾向にあります。そのため、早期の読書習慣定着や発達

段階に合わせた読書活動の支援が必要です。

(詳細)

平成27年度から令和5年度に行われた文部科学省の「全国学力・学習状況調査」の結果から、「学校の授業時間以外に、普段(月～金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか(令和5年度は電子書籍の読書も含む。)(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)」という設問に対して、「全くしない」と答えた児童・生徒の割合は次のとおりです。



典拠資料：「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)

※R2は調査未実施

これによると、令和5年度調査で平日、学校の授業以外で読書を「全くしない」と回答した割合は、小学生が21.1%(全国24.5%)、中学生が28.2%(全国36.8%)でした。「10分より少ない」と回答した割合を合わせると、中学生は40%を超えており、平日、学校の授業以外で読書をしない中学生が多いことがわかります。全国平均と比較すると、読書を全くしない人の割合は低く、望ましい状況ともいえますが、中学生を中心に、不読率が上昇する傾向が見られるので、これに対する取組を進めていく必要があります。

③ 県立高校における図書館の授業利用時間(全高校の平均値)

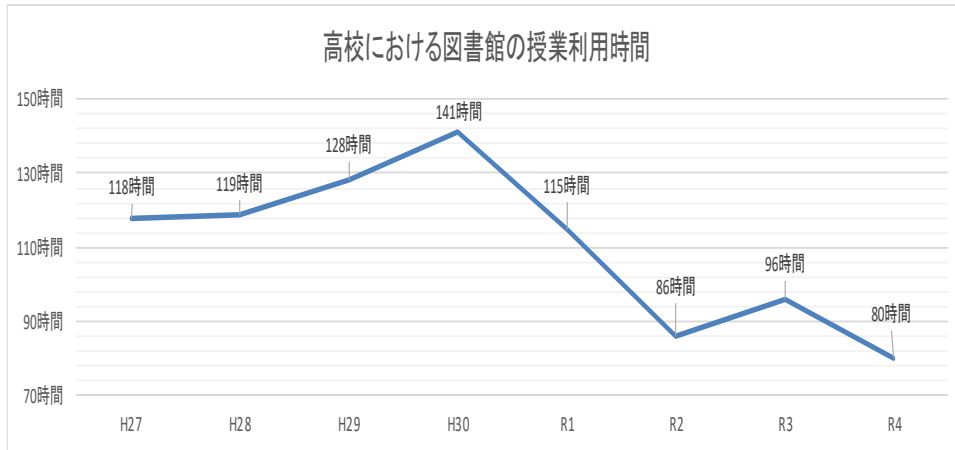
	平成27年	令和4年	目標数値 (令和5年)
高等学校	118時間	80時間	120時間

H27とR4の比較

38時間減少

典拠資料：「学校図書館白書」(山梨県高等学校教育研究会学校図書館部会)

高等学校における図書館の授業利用時間は、平成30年は目標数値の120時間を21時間上回る141時間となり、目標に達しましたが、令和4年は80時間と大きく減少しました。



典拠資料：「学校図書館白書」（山梨県高等学校教育研究会学校図書館部会）

平成 27 年度から令和 4 年度に山梨県高等学校教育研究会学校図書館部会が発行した「学校図書館白書」によると、県立高等学校における図書館の授業利用時間数は、平成 27 年度から徐々に増加し、平成 30 年度は 141 時間となりました。

しかし、令和 2 年度から 4 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響や 1 人 1 台端末の導入による学習形態の変化もあり 86 時間、96 時間、80 時間となりました。

④ 市町村ブックスタート実施率

	平成27年	令和4年	目標数値 (令和5年)	H27とR4の比較
県内市町村	74.1%	92.6%	89.0%	18.5ポイント増加

典拠資料：「山梨県の図書館－山梨県図書館白書－」（山梨県立図書館、山梨県公共図書館協会）

市町村におけるブックスタート⁵は、令和 4 年 3 月末現在、27 市町村中、25 市町村で実施しています。平成 27 年から 5 市町村が増加し、実施率は 92.6%と目標に達しています。そのうち、セカンドブック実施自治体が 12 市町村、サードブック実施自治体が 7 市町村と増加しています。多くの市町村に定着してきましたが、さらに多くの市町村での実施が期待されます。

⑤ 小中学校におけるボランティア活用率

	平成27年	令和2年	目標数値 (令和5年)	H27とR2の比較
小・中学校	55.6%	55.9%	62.0%	0.3ポイント増加

典拠資料：「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

小中学校におけるボランティア活用率は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて目標に達していません。

⁵ 乳幼児健康診査等の機会に、公立図書館職員、保健師、地域のボランティア等が連携・協力して、地域に生まれた全ての赤ちゃんと保護者を対象に、絵本を通して、親子のふれあいの時間をもつことの大切さや楽しさを保護者に伝えながら、読み聞かせのアドバイスとともに絵本を手渡す活動。ブックスタートに続き、子どもたちの成長に合わせて本を手渡す取組として、2 歳児健診時や小学校入学時にセカンドブックを、中学校入学時にサードブックを実施することが多い。

⑥ 市町村の推進計画策定率

	平成27年	令和4年	目標数値 (令和5年)	H27とR4の比較
県内市町村	44.4%	74.1%	66.0%	29.7ポイント増加

典拠資料：「子ども読書活動推進計画」策定状況調査(文部科学省)

「子どもの読書活動推進計画」を策定している市町村は、令和4年度末で20市町村(74.1%)であり、目標には達し、成果がみられました。

(3) 数値目標以外の取組状況

① 学校等における全校一斉読書等の取組

本県では、小学校、中学校、高等学校の全てにおいて全国平均よりも高い割合で全校一斉の読書活動が実施されています。また、学校全体で読書活動を推進するため、学校図書館を活用しながら、授業をはじめ、様々な場面で読書活動を取り入れています。

山梨県内の公立学校等における全校一斉読書の実施状況

【小学校】

	第2次実施計画前の数値 (平成22年度)	第3次実施計画前の数値 (平成27年度末)	令和元年度末
実施校数(総数)	194(196)	172(173)	163(165)
実施率	99.0%	99.4%	98.8%
全国の実施率	96.2%	97.1%	90.5%

【中学校】

	第2次実施計画前の数値 (平成22年度)	第3次実施計画前の数値 (平成27年度末)	令和元年度末
実施校数(総数)	91(91)	79(79)	79(80)
実施率	100%	100%	98.80%
全国の実施率	87.50%	88.50%	85.90%

【高等学校】

	第2次実施計画前の数値 (平成22年度)	第3次実施計画前の数値 (平成27年度末)	令和元年度末
実施校数(総数)	23(35)	19(31)	17(31)
実施率	65.70%	61.30%	54.80%
全国の実施率	41.10%	42.70%	39.00%

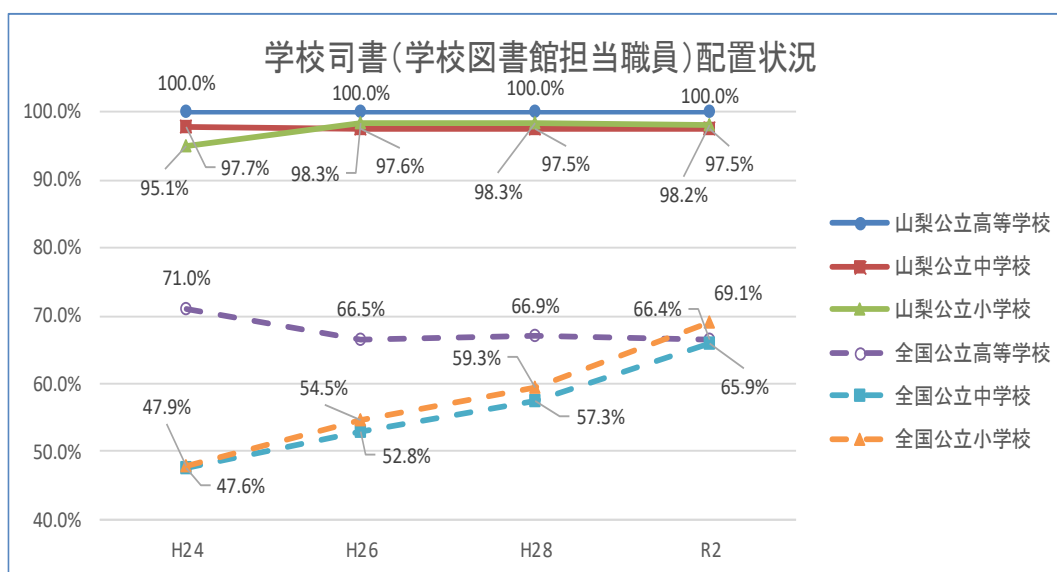
典拠資料：「学校図書館の現状に関する調査」平成23年度版～令和2年度版(文部科学省)

② 司書教諭、学校司書の配置

12 学級以上の学校における司書教諭⁶の配置については、小学校、中学校は 100%、高等学校は 96.3%（令和 2 年）と充実した環境が整備されていますが、11 学級以下の学校における司書教諭の配置は、小学校（8.7%）、中学校（2.0%）、高等学校（60.0%）で、小学校、中学校は全国平均（小学校 30.7%、中学校 31.0%、高等学校 38.8%）に比べて著しく低い結果となっております。

一方、学校司書の配置状況は、小学校、中学校、高等学校ともに充実しています。県内の学校司書の配置の達成状況は、全国平均（令和 2 年 小学校 69.1%、中学校 65.9%、高等学校 66.4%）を大きく上回っており、大いに評価すべきです。学校司書の配置が進んでいることで、山梨県の児童・生徒の図書館非利用率、不読率が全国平均よりも低いという結果につながっていると考えられます。

平成 27 年 4 月から改正学校図書館法が施行され、より充実した環境整備に努めることを求められています。本県においては、勤務形態、配置状況、予算、研修の有無等、各市町村によって整備状況が異なります。市町村は、それぞれの実情に応じた学校図書館整備施策の充実を図ることが望まれます。



典拠資料：「学校図書館の現状に関する調査」平成24年度版～令和2年度版（文部科学省）

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における司書教諭や学校司書の配置、学校図書館図書標準⁷の達成は、学校における子どもの読書活動の推進の強力なエンジンとなります。

県内の学校図書館図書標準は、達成率が小学校、中学校ともに全国の数値を上回り、多様な教育活動に対応できる環境が整備されているといえます。しかし、各市町村の達成状況をみると、小学校、中学校ともに達成率が 100%の市町村が 21 市町村である一方で、中学校では達成率が 75%未満の市町村もあり、地域間格差があることがわかります。

⁶ 学校図書館法第 5 条の規定に基づき設けられる職。教諭であることが前提であり、学校図書館の利用・活用について、指導計画を立案すると共に、児童・生徒や教師の資料利用等について適切な指導助言を行う等、専門的業務にあたる職員。

⁷ 公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として国が設定しているもの。学級数に応じて標準となる蔵書冊数が示されている。

③ 子どもの1ヶ月間の平均読書冊数

全国学校図書館協議会の調査では、1ヶ月間の平均読書の冊数は、小学校が13.2冊、中学校が4.7冊、高等学校が1.6冊となっています。この調査結果から、学校段階が進むにつれ、本を読む冊数は減少傾向にあることがわかります。

1ヶ月間の平均読書冊数(全国)

	第2次実施計画前の数値(平成22年度)	第3次実施計画前の数値(平成27年度)	令和4年度末
小学校	10.0冊	11.2冊	13.2冊
中学校	4.2冊	4.0冊	4.7冊
高等学校	1.9冊	1.5冊	1.6冊

典拠資料:「学校読書調査」2010年～2022年(全国学校図書館協議会)

6 第3次推進実施計画期間における成果と課題

これまでみてきた第3次推進実施計画期間の取組や、子どもの読書活動を取り巻く環境の変化等で明らかになった成果と課題は、次のとおりです。

[目標に達した指標]

- ◎ 市町村ブックスタート実施率(指標④)
- ◎ 市町村の推進計画策定率(指標⑥)

[新型コロナウイルス感染症拡大による影響と思われるもの]

- 読み聞かせ会等の取組の機会が十分でなかった。
- 読み聞かせの大切さを伝える機会が十分確保できなかった。
- 子どもの読書活動を支える人材を育成する機会が十分確保できず、活躍できる機会も減少した。
- 校外学習等、体験的、探究的な活動が減ったことにより、読書活動の機会が減少した。

[見えてきた課題]

図書館や市町村、地域、学校等での取組は推進されてきたが、不読率の改善にまではつながっていない。また、新型コロナウイルス感染症、デジタル化等、読書環境の変化に伴い、新しい取組が必要である。

[具体的な考察]

- 学校段階が進むにつれて、読書離れが進んでいる。
- 学校図書館利用促進のため、中学校、高校入学時の学校図書館に関するオリエンテーション等の内容の充実が必要である。
- 子どもが図書資料を活用して、主体的に学んだり、楽しんだりするためには、子どもの意見を取り入れた図書館運営が必要である。
- いつでも子どもが本に接することのできる環境づくりが必要である。

- スマートフォン、タブレットの利用時間が増えデジタル社会が進んでいる中で、電子書籍等紙媒体の本以外の活用も進め、読書活動の選択肢を広げていく必要がある。
- 資料を活用した情報の収集活用等の学習活動を充実させるため、学校図書館の利活用を基にした情報リテラシー教育の促進が必要である。
- 特別な支援の必要がある子ども、日本語能力に応じた支援を必要とする子ども等、全ての子どもの可能性を引き出すための読書環境の整備と、本にアクセスできる機会を提供する必要がある。
- 学校図書館の運営の改善や向上を図るために、司書教諭、学校司書の連携・協力、専門的な研修の機会の確保が必要である。
- 家庭や地域での読書活動を推進するためには、保護者や地域のボランティアに対する研修・講座を充実させる必要がある。

「子どもの頃読書活動の効果に関する調査研究～「読書離れ」の実態と、「読書好き」を育てるヒント～」(令和3年国立青少年教育振興機構)によると、子どもの頃読書量が多い人は、そうでない人と比べて、意識・非認知能力(自己理解力、批判的思考力、主体的行動力)や認知機能が高い傾向があります。興味・関心に合わせた経験(「本を持ち歩いて読む」「地域の図書館で本を借りる」「ジャンルを問わず読む」「同じ本を繰り返し読む」「図書委員の活動をした」「絵本を読んだ」等)が多い人ほど、小中高を通して、読書量が多いとの分析をしています。また、読書のツールに関係なく、読書をしている人はしていない人よりも意識・非認知能力が高い傾向がありますが、本(紙媒体)で読書をしている人の意識・非認知能力は最も高い傾向があるとも分析しています。

このように、引き続き読書習慣の定着のための様々な取組を継続していくこと、また紙媒体による読書活動の推進はもちろん、スマートデバイスの個人所有率の高さを踏まえ、様々な電子メディアを活用した読書活動の推進を行うことも必要と考えられます。

第3次推進実施計画期間の取組等で見えてきた課題と考察を基に、第4次推進実施計画の基本理念と具体的方策を策定します。

第2章 第4次推進実施計画における目指す方向

1 基本理念

全ての子どもたちに豊かな読書体験を ～豊かで幸せな人生（ウェルビーイング⁸）につなげるために～

乳幼児期は読み聞かせの体験から始まります。言葉を学ぶだけでなく、保護者の声や抱かれた肌のぬくもりを通して愛情を感じ取り、情緒の安定を得るとともに、その楽しさを読み手と共有することで、非言語のコミュニケーション能力を身に付けていく効果があります。そして、成長するにつれ、物語の中の主人公と自分を重ねて楽しむ読書から、主人公と自分を分け、物語を客観的に見つめる読書になっていきます。やがて、読書体験と自分の実体験とを照らし合わせ、比べたり、重ねたりすることで、自分の知識や経験が社会の中でどのような意味をもつのか等を理解することになるでしょう。

読書活動の推進にあたっては、全ての子どもたちが読書体験の恩恵を受けられるよう、読書体験ができる機会を提供し、読書環境の整備に努めていきます。子どもたちの人生が豊かで幸せなものになるように家庭、地域、図書館、学校等が中心となり、社会全体で読書活動の推進に取り組んでいきます。

2 基本方針

以上のような観点に立ち、第1章で明らかになった第3次推進実施計画の成果と課題を踏まえて、第4次推進実施計画の基本方針とし、社会全体で子どもの読書活動を推進します。

○社会全体での取組

子どもが本の世界や読書の楽しさを知り、生涯にわたる読書習慣を身に付けるためには、社会全体における取組が必要とされます。家庭における読書活動に関しては、多様な子どもがいて、多様な家庭状況があることを配慮し、地域、図書館、幼稚園、保育所、認定こども園等を含めた学校等がそれぞれの担うべき役割を明確にし、その役割を果たすような取組を推進していくことが大切です。

○人材の育成

子どもが自ら読書活動に親しみ、読書習慣を身に付けるためには、子どもと本の世界をつなぎ、子どもと本の良い出会いをコーディネートする人材が必要です。

そのため、子どもの発達段階や個人差に応じて適切な本を見極め、子どもと本に関する十分な知識と技術を身に付けた人材の育成を図ることが大切です。

○環境整備・充実

子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付けられるよう、あらゆる機会と場所において、自ら読書活動に親しみ、進んで読書習慣を身に付けていける環境を整えることが大切です。

⁸ 身体的・精神的・社会的に良い状態にあること

そのために、学校、図書館等が連携し、子どもたちに適切な場、機会、人材が提供されるよう環境の整備を図っていくことが大切です。

○普及・啓発

子どもが自ら読書に親しめるような環境をつくるためには、子どもを取り巻く大人たちが、子どもの読書活動に対する関心をもつことが大切です。

そのため、子どもの読書活動の意義や重要性等について、様々な機会を通じて理解を深めていくことができるような取組が必要です。

3 家庭、地域、図書館、学校等の役割

第4次推進実施計画を推進していくためには、家庭、地域、図書館、学校等がそれぞれの役割を踏まえて取り組む必要があります。

※学校等は、幼稚園、保育所、認定こども園等を含みます。

(1) 家庭で読書活動を推進することの意義と役割

子どもが初めて本と出会う場は家庭です。子どもの読書習慣は、日常生活を通じて形成されるものであり、読書が生活の中に位置づけられ、継続して行われるためには、保護者の果たす役割は大きいといえます。乳幼児期の子どもは、保護者から心を込めて本を読んでもらい、その楽しさを読み手の大人と共有することで言葉を理解し、読解力が高まり、豊かな感性や情操、思いやりの心を育むことができます。また、家族で読書をする等して、家庭での読書をきっかけに、親子や家族でコミュニケーションを深めることができます。

子どもと保護者の間に本がある環境、子どもの傍らに常に本がある環境が、子どもと本の出会いの機会を生み出します。子どもが本に触れる楽しみが体験できる環境づくりを行い、子どもにとって最も身近な存在である保護者が、働きかけることが大切です。そのためには、保護者自身も読書をし、本に関する情報を入手したり市町村が実施する講座や読み聞かせ会等に参加したりするなどして、読書に親しむことが大切です。

(2) 地域における子どもの読書活動の推進と役割

子どもの読書活動を推進していくためには、子どもたちがすぐに本を手にするのできる読書環境の整備が大切です。子どもが日常的に過ごす地域には、児童館や公民館、放課後児童クラブ、放課後子供教室⁹等、子どもや保護者にとって身近な居場所が用意されています。これらの施設には、多くの場合、図書室やそれに相当する場所が設けられており、地域における子どもの読書活動は、これらの施設に負うところが少なくありません。そのため、これらの諸機関も、子どもの読書活動を積極的に推進する役割を担う必要があります。地域の公立図書館等と連携し、保護者やボランティア等の協力を得ることで、子どもと本を結びつける様々な活動が実施されることを期待します。

⁹ 放課後の子どもの居場所を確保するために、文部科学省が設置を進めている。放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動が行われる。放課後児童クラブ（いわゆる学童保育）と連携した取組が行われることもある。

(3) 図書館における子どもの読書活動の推進と役割

子どもの読書活動を推進していくためには、子どもがいつでもどこでも本に親しみ読書体験ができるよう、身近なところに読書のできる環境を整備していくことが必要です。図書館は、子どもが本と出会い、読書の楽しみを知ることのできる場所であり、また、本を通じて様々な知識を得ることの楽しさを知り、情報リテラシー（情報活用能力）を身に付けていく学びの場でもあります。各図書館には、レファレンス・サービス¹⁰（調査相談）があり、調べたい資料や情報について相談することができます。さらに、保護者や大人にとっては、自ら子どもに読ませたい本を選んだり、子どもの読書活動について相談したりすることのできる場所でもあります。

図書館は、地域における読書活動や本に関する専門機関としての役割を果たすことが期待されています。また、家庭でも学校でもない落ち着ける空間として、子どもたちが立ち寄りやすく、居心地のよい場所とすることが大切です。

また、電子書籍サービスは一部の図書館で行われていますが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて、非来館型サービスとして活用できる電子書籍への注目が高まりました。非常時や多様な子どもたちへの読書機会を確保する役割も期待されます。

① 県立図書館における子どもの読書活動の推進と役割

県立図書館は、充実した機能を持ち、多くの県民に親しまれています。同館内に設置されている子ども読書支援センターは、県内の子どもの読書活動の推進を図る拠点としての役割を担っています。県立図書館は市町村立図書館や学校等への支援と連携、読書活動に関わる種々の情報発信、人材の育成、調査・研究、開発等、更なる機能の充実を図ります。また、子どもの読書活動を推進し、支援する拠点として、引き続き子ども読書支援センターの機能の活用を推進していきます。

②市町村立図書館における子どもの読書活動の推進と役割

市町村立図書館は、子どもたちが読書の楽しさを知ることができるよう、身近な読書環境を整え、読書活動を推進する中核としての役割を担っています。

そのためには、当該市町村内の子どもが、成長や発達段階等に応じて本と出会う機会が得られるよう、図書館資料の整備・充実を図ることが重要です。また、地域の学校等や公民館、児童館等の関係機関及び読書ボランティア等の民間団体、地域住民と協働し、地域社会全体で子どもの読書活動を推進する諸活動が行われるよう積極的に支援していく必要があります。

山梨県内では、第3次推進実施計画期間に市町村立図書館の新設やリニューアル、閉校した学校を図書館へと改修する等の動きがあり、身近な読書環境の整備が進められています。

県及び県立図書館は、市町村立図書館における子どもの読書活動が推進されるよう、支援します。

(4) 学校等における子どもの読書活動の推進と役割

幼稚園、保育所、認定こども園等を含めた学校等の機関は、子どもたちが一日の多くの時間を

¹⁰ 利用者からの様々な調査の依頼や質問に対して、回答となる情報そのものを提供したり、回答にいたる手段としての情報源を提供したりすること。

過ごす場であり、また、教育活動全体を通して子どもの読書活動を推進するために大きな役割を担っています。このことから、家庭、地域、諸機関と連携しながら、読書活動の基礎を培う場として、積極的に子どもの読書活動を推進していく必要があります。

①幼稚園、保育所、認定こども園等における子どもの読書活動の推進と役割

幼稚園、保育所、認定こども園等は、乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、「幼稚園教育要領」及び「保育所保育方針」（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（平成 30 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待されています。

幼稚園、保育所、認定こども園等は、幼児期における読書活動推進の拠点です。語句や語彙力を身に付けるだけでなく、読書体験から読解力や想像力、感受性等を培い、将来の読書の基礎を育む働きを担っています。さらに読書の大切さについて大人が理解を深めるための講習会や情報交換の場としての役割が期待されています。

そのため、乳幼児が安心して本に触れることができるようなスペースの確保に努めるとともに、子どもや保護者が本に触れる様々な機会をとおして、読書の楽しさを知ることができるよう、読書体験や読書活動に関わる情報を保護者等に伝えていくことが重要です。

②学校における子どもの読書活動の推進と役割

子どもの読書習慣を形成していくために学校が果たす役割は非常に大きいといえます。子どもたちが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を培っていくため、学校では、児童・生徒が自由に本を手に取り、読書の幅を広げていくことができるような環境を整備し、発達段階に応じた適切な支援をしていくことが大切です。

そこで、学校図書館を中心に、公立図書館やボランティア等と連携しながら、学習指導要領を踏まえた自主的・自発的な読書活動を、学校全体で推進していくことが必要です。また、司書教諭、学校司書と他の教職員とが情報交換をする機会を設けることが大切になります。さらに、市町村、山梨県学校図書館教育研究会、山梨県高等学校教育研究会学校図書館部会等との連携も必要です。

学校では、教科、総合的な学習、特別活動等、教育活動全体を通じて児童・生徒の読書意欲を高めるとともに、児童・生徒が読書の楽しさと出会うことができる環境や機会を積極的につくり出すことで、生涯にわたる読書習慣の確立を図ることが期待されています。また、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報リテラシー（情報活用能力）を学校全体として計画的かつ体系的に指導することが大切になってきます。

また、「主体的・対話的で深い学び」を実現するために探究学習が重視される中、学校図書館の役割が大きくなっています。子どもにとって居心地がよく、探究学習に必要な資料が整備されていることは重要な要素となります。子どもの意見を参考にする中でレイアウトの変更や図書資料の入替えを行うことも期待される取組です。

学校図書館は、児童・生徒の自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童・生徒の自発的・主体的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童・生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童・生徒の情報収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」として

の機能を備え、学校教育の中核的な役割を担うことが求められています。

学校図書館の機能を十分に発揮することができるよう、学校図書館図書標準に基づいた蔵書冊数や複数紙の新聞を備える等、子どもが活用しやすい環境整備が求められています。

また、1人1台端末の導入が進み、端末と連携した学校図書館の積極的な利活用が図られるよう、学校図書館のICT化の環境整備を、自治体や各学校の実情に合わせて計画的に進めていく必要があります。

学校図書館の運営にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、司書教諭、教職員、学校司書等がそれぞれの立場で役割を果たした上で、互いに連携・協力する体制づくりが必要です。

司書教諭や学校司書は、児童・生徒が本に親しみ、学校図書館の積極的に利用を促すような活動が必要になります。学校図書館での読み聞かせ等は、読書が苦手な児童に対して本の世界を体験できる機会になります。児童・生徒が自主的に読書を楽しむような企画を提供することも求められます。また、調べ学習や探究学習等、図書資料を活用することも増えてきています。児童・生徒の要望に応じて資料選択のアドバイスをする等、重要な役割を担っています。

子ども読書支援センターの取組

山梨県子ども読書支援センターは、2012年、読書活動の推進を図る拠点として山梨県立図書館内に設置されました。読書推進プログラムの開発や、研修会を通じた人材育成など、7つの機能を展開することで、子どもの読書活動に携わる人及び子どもの読書活動の推進を行う機関・団体に対する支援を行っています。

1. 資料の収集、提供
2. 情報の収集、提供・発信
3. 相談受付、レファレンスサービス
4. 人材育成
5. 調査・研究、開発
6. 普及、啓発
7. 関連機関・団体への支援、連携・協力

「山梨県子ども読書支援センターの7つの機能」



〈事例〉 富士川町立図書館

令和5年7月にこれまでの町民図書館から新設されました。

富士川町／人口 14,138人（2023.12.1現在） 面積112.00km²

図書館／2023年7月15日開館 富士川地方合同庁舎1階 2階一部

延床面積 910.4m²

収蔵可能数 約10万冊（うち開架60,000冊）

富士川町立図書館は、学べる図書館・楽しい図書館・子育て支援図書館を基本コンセプトに開館しました。

館内は資料ごとにエリアを分け、富士川町の特徴を表す、アクセントカラーとアイコン（児童書フロア＝柚子（黄色）、一般書フロア＝桜（ピンク）、地域資料フロア＝舟（青））を施しました。

児童書フロアは、書架上部に表紙が見える展示棚を作り、書架にどんな本があるか一目でわかるようにしました。赤ちゃんの絵本コーナーには、絵本と一緒に子育てに関する本を置きました。おはなし会の時には、透明な可動式間仕切りにより館内への音の配慮をし、近くには子ども用トイレや調乳専用給湯器付きの授乳室を設置するなど、気兼ねなく図書館で過ごせるよう子育て世代への支援をしています。またSDGsの本や、バリアフリー本「りんごの本棚」など様々なテーマの本を展示し、本選びの工夫や手助けになるよう配置しています。

図書館は、ゆったりとした空間を作れるようBGMを流しています。入口から奥へ続く通路脇一面の展示架そして組み合わせ自由な〈つみ木ばこ〉により、新刊本の紹介や読書案内をしています。

また、ICタグによる資料管理と自動貸出システムの導入、1,000タイトル以上の雑誌（新刊とバックナンバー）を閲覧できるタブレットの利用、図書館利用カードをスマホで表示できるWEB利用カードなど、利用方法の変化に対応しながら、ちょっと立ち寄って過ごす図書館・居心地のいい空間づくりを心がけ、資料や情報などの知的欲求に応えられる図書館を目指しています。



第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な施策

1 社会全体での取組

○共通

家庭、地域、図書館、学校等の役割を実現していくために、県、県立図書館及び関係機関は、次のような取組を行うことが必要です。

子どもの発達段階に応じた読書活動の推進

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。多様な子どもの状況に応じ、乳幼児期からの切れ目ない支援の推進が必要となります。また、学校段階が進むにつれ子どもが読書から遠ざかる傾向にあります。小学校入学、中学校入学、高等学校入学時の学校種間の移行段階に着目した取組の推進が望まれます。

家庭、地域、図書館、学校等においては、次のような発達段階ごとの特徴を踏まえ、取組を推進することが重要です。

発達段階	特徴の傾向
就学前（幼稚園、保育所、認定こども園等）の時期（概ね6歳頃まで）	乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を持つようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。
小学生の時期（概ね6歳から12歳まで）	低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。 中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始める。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。 高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。
中学生の時期（概ね12歳から15歳まで）	多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。
高校生の時期（概ね15歳から18歳まで）	読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

家庭、地域、図書館、学校等との連携

- ・多様な子どもの読書活動を推進するために、様々な機関や人々と連携・協力をします。
- ・県立図書館と市町村立図書館が連携し、地域における子どもの読書活動を推進します。
- ・県内全ての地域において充実した読書環境を提供できるよう、市町村立図書館や公民館図書室等との県下全域でのネットワークを強化していきます。

推薦図書リストの作成、配布、活用の推進

- ・「^{うちどく}家読」を推進するために、子どもの発達段階に応じたブックリストや読書案内パンフレットを整備し、子どもや保護者が主体的に本を選ぶことができるように支援します。
- ・市町村立図書館と連携し、子どもの読書活動についての資料や推薦図書リスト等を作成し、配布します。

読み聞かせ会等読書の楽しさを知るイベント等の充実

- ・読書ボランティア等と連携した読み聞かせやおはなし会等、子どもが読書に親しむ機会を提供するための活動を支援します。
- ・子どもが読書に親しむ機会を提供するため、子どもの本の貸出の他に、おはなし会やブックトーク¹¹の実施、子どもに薦めたい図書の展示等を行います。
- ・読み聞かせ、ブックトーク、ストーリーテリング¹²、アニメーション¹³等の研究を通じて開発した読書推進プログラム等の提供に努めます。
- ・読書ボランティアや民間団体と連携し、子どもと保護者が共に参加し体験を共有できる事業を実施します。
- ・多様な子どもたちが興味を持つように、親しみやすい講座、体験活動等と連動した取組等の充実を図ります。

○家庭

家庭の役割を実現していくために、県、県立図書館及び関係機関は、次のような取組を行うことが必要です。

ブックスタート等による本と出会う場づくりの普及・促進

- ・市町村のブックスタートやブックスタートに準じた事業に関し、情報提供や支援活動を行います。

○図書館

【県立図書館】

家庭、地域、図書館、学校の役割を実現していくために、県及び県立図書館は、次のような取組を行います。

¹¹ ひとつのテーマに従って、数冊の本を順序立てて紹介すること。紹介した本について、読書意欲を起こさせることを目的とする。

¹² 語り手が物語を覚えて、語り聞かせること。「おはなし」「素ばなし」とも言う。

¹³ 子どもたちに読書の楽しさを教える作戦や読書指導メソッドのこと。

子どもの意見を取り入れた図書館運営

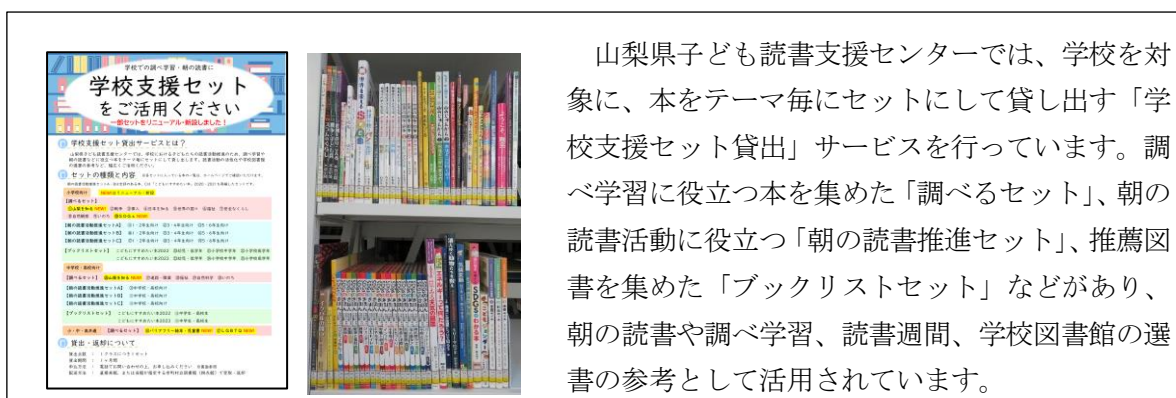
- ・多様な子どもの意見聴取の機会確保に努めます。
- ・中高生の意見を把握してティーンズコーナー等の充実を図る等して、立ち寄りやすく、居心地の良い環境を整えます。

調査・研究、開発機能の強化

- ・子どもの発達段階に応じ、読み聞かせ、ブックトーク、ストーリーテリング、アニメーション等の手法を活用した発達段階別の読書推進プログラムを研究・作成し、その成果を公開します。

学校等への支援

- ・学校図書館への読書支援のための資料の収集・提供に努めます。
- ・児童・生徒の学習支援、教員の教材研究支援のためのレファレンス・サービス、授業等で必要な資料の貸出、パスファインダー¹⁴を作成し、公開・配布します。
- ・各関係機関と連携し、子どもの本、子どもの読書活動についての調査・研究を行い、その成果を公開し、報告書・リスト等を作成・配布します。
- ・司書教諭や学校司書に対する研修、職場体験、インターンシップの受入れ等を通して、学校の読書活動推進のための支援、連携・協力を努めます。



山梨県子ども読書支援センターでは、学校を対象に、本をテーマ毎にセットにして貸し出す「学校支援セット貸出」サービスを行っています。調べ学習に役立つ本を集めた「調べるセット」、朝の読書活動に役立つ「朝の読書推進セット」、推薦図書を集めた「ブックリストセット」などがあり、朝の読書や調べ学習、読書週間、学校図書館の選書の参考として活用されています。

連携・協力体制の整備

- ・山梨県子ども読書活動推進会議において、各種事業への提案を求め、情報交換等を積極的に行います。
- ・全県的な読書活動の推進を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園、学校図書館、児童館、公民館、読書ボランティア、NPO等の子どもの読書活動推進に関わる団体や関係機関と連携・協力します。
- ・山梨県図書館情報ネットワークシステムを通じた相互貸借システム等、連携・協力体制の整備を図ります。
- ・国立国会図書館、国際子ども図書館等、県内外の図書館との連携・協力を努めます。

¹⁴ ある特定のテーマに関する資料・情報を探す手順を簡便にまとめたもの。

【市町村立図書館】

家庭、地域、図書館、学校の役割を実現していくために、市町村及び市町村立図書館では、次のような取組を行うことが期待されます。

子どもの意見を取り入れた図書館運営

- ・乳幼児向けの読み聞かせ会等のイベント等の実施において、中高生に対して企画段階から参加を募ったり、中高生向けの職業体験の時に読み聞かせ会の実施を中高生に依頼したりする等、子どもの意見を取り入れた取組が期待されます。

関係機関との連携

- ・幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、児童館、地域の読書活動推進団体・グループ青少年団体等の関係団体、市町村保健センター、地域子育て支援センター等の関係機関と連携して子どもの読書活動を推進することが期待されます。
- ・学校等の要望に応じて、司書等を講師として派遣し、読書の大切さや本の選び方、本の紹介等の講座や実技を行う等、学校における読書活動の推進を支援することが期待されます。

読み聞かせ会等読書の楽しさを知るイベント等の充実

- ・読み聞かせやストーリーテリング、パネルシアター等を行うおはなし会やブックトークの実施が期待されます。
- ・子どもに薦めたい本の展示等の開催、保護者を対象とした読み聞かせや本の選び方等の講習会等を実施することが期待されます。

ブックスタート等による本と出会う場づくりの普及・促進

- ・子育て支援事業やブックスタート事業等と連携・協力しながら、保護者に読書の大切さを伝える普及・啓発事業を行い、親子で読書に親しむ機会を提供することが期待されます。
- ・マタニティブックスタート、マタニティ読書会等、妊婦及びパートナーを対象にした取組を行う等、出産前から読書に親しむ機会を提供することが期待されます。

○学校等

【学校】

学校の役割を実現していくために、学校は、次のような取組を行うことが重要です。

子どもの意見を取り入れた学校図書館運営

- ・児童・生徒の意見・要望を把握し、学校図書館運営に生かすことが重要です。
- ・図書委員の児童・生徒等によるおすすめの本の展示を行うことが重要です。ディスプレイやポップの作成も子どもたち自身が行うことにより、より主体的な取組になります。

子どもが主体となって実施する活動や協働的な活動の推進

- ・子どもの意見聴取の機会を確保するとともに、図書委員の活動の活発化を図り、主体的に学校図

書館に関わる取組を行うことが重要です。

- ・子ども同士での本等の紹介や話し合いを行う「読書会」、「知的書評合戦（ビブリオバトル¹⁵）」を実施し、子どもの読書への関心を高める取組を行うことが重要です。

体験活動、探究的活動と連動した取組の推進

- ・各学年、児童生徒の発達段階に応じた探究的活動を推進するための蔵書管理を行うとともに、複数紙の新聞の配置が重要です。
- ・各教科や特別活動に伴う体験活動に際し、学校図書館を活用した読書活動の充実が重要です。

情報リテラシー教育の推進

- ・教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基に学校全体として計画的かつ体系的に指導することが重要です。

コミュニティ・スクール、地域学校協働活動と連携した読書活動の推進

- ・読書活動に関し専門的な知識を持つ者や地域のボランティア等の参画を得ながら、子どもが読書に親しむ取組を行うことが重要です。

以上の学校の役割を実現していくために、県及び県立図書館では、次のような取組を行います。

学校図書館を活用した学校全体での取組の推進

- ・学校図書館を中心に、学校全体で読書活動が推進されるよう、子どもの読書活動に関する情報の提供に努めます。
- ・全校一斉読書（朝の読書等）や読み聞かせ等の活動が一層推進されるよう、推薦図書を紹介等を行います。
- ・読書集会、読書目標づくり、読書記録の充実、読書交流、調べ学習を取り入れた授業を推奨するとともに、読書内容の充実を図り、不読者を減らす取組を紹介します。

2 人材の育成

○共通

家庭、地域、図書館、学校等の役割を実現していくために、県、県立図書館及び関係機関は、次のような取組を行うことが必要です。

図書館職員、教職員、子育て支援に関わる職員への研修実施による専門性の向上

- ・市町村立図書館、やまなし幼児教育センターと連携し、子どもの読書活動に関わる職員を対象に、子どもの読書活動や子どもの本についての知識や理解を深め、子どもと本を結びつける様々な実技や理論を学ぶ研修を実施します。
- ・学校職員が子どもの読書活動を推進できるよう、研修を実施します。
- ・市町村及び市町村立図書館と連携し、司書教諭や学校司書及び教職員が子どもの読書活動や子ど

¹⁵ 参加者同士で本を紹介し合い、最も読みたい本を投票で決めるイベント

もの本についての知識や理解を深め、子どもと本を結びつけるための様々な実技と理論を学べるよう、研修を実施します。



山梨県子ども読書支援センターでは、子どもの読書活動の実践を行う人たちに専門的助言や技術的な指導を行う人材を育成するため「子どもの読書指導者養成講座」を開催しています。一定経験のある図書館等の児童・青少年サービス担当者及び読書ボランティアを対象とし、選書、ブックトーク、紹介文の書き方など専門理論と実践力を学びます。全講座出席者は「子どもの読書指導者」として登録され、公共図書館、学校図書館、地域などの研修会などで講師として活躍するなど、地域の核となって、子ども読書活動を推進することが期待されています

保護者、読書ボランティア等への講座の開催等による読書活動の支援

- 子どもの読書活動や子どもの本についての知識や理解を深め、子どもと本を結びつける様々な実技や理論を学ぶ研修の機会を、保護者に提供します。
- 読書の大切さや本の選び方、読み聞かせの方法等の保護者対象の研修会の講師として職員を派遣します。
- 市町村や市町村立図書館と連携し、保護者や地域の読書ボランティアのために、子どもの読書活動について学べるよう、研修の機会を提供します。
- 多様な家庭環境、多様な子どもたちがいることを踏まえ、読書ボランティアの専門性を高める研修の機会を提供します。
- 市町村立図書館、やまなし幼児教育センターと連携し、子どもの読書活動を中核となって推進できる人材の育成を目的に、研修を実施します。
- 子どもの読書活動を中核となって推進できる人材の育成を目的に、研修の機会を提供します。
- 子育て支援のための施設職員、子育て支援グループ等の指導者、保健師・ボランティアが、子どもと本を結びつける様々な実技・理論を学ぶ機会を提供します。
- デジタル社会への対応、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（読書バリアフリー基本計画）を踏まえた取組や特別な支援が必要な児童・生徒のための取組を推進するための研修を実施します。



山梨県子ども読書支援センターは山梨大学附属図書館子ども図書室との共催で子どもの読書活動について学ぶための初心者向け講座「子どもの読書オープンカレッジ」を開催しています。絵本作家や翻訳家の講演や、読み聞かせの基本、紙芝居の演じ方から山梨の民話やわらべ唄まで、幅広く学ぶことができる内容です。

人材育成のための情報の提供

- ・子どもの読書活動に関する講座、研修会の開催を支援するために、講師の人材情報を紹介します。
- ・求めに応じて研修会講師の派遣を行います。
- ・子どもの読書活動を支援するため、必要な知識・技術等を有する者がボランティアとして参加できるよう一層働きかけるとともに、ボランティア希望者への情報の提供や、養成のための研修を実施する条件を整えます。

○学校等

【幼稚園、保育所、認定こども園等】

幼稚園、保育所、認定こども園等の役割を実現していくために、県及び県立図書館は、次のような取組を推進します。

人材の育成

- ・市町村立図書館、やまなし幼児教育センターと連携し、子どもの読書活動に関わる職員を対象に子どもの読書活動や子どもの本についての知識や理解を深め、子どもと本を結びつける様々な実技や理論を学ぶ研修を実施します。

3 環境整備・充実

○共通

家庭、地域、図書館、学校等の役割を実現していくために、家庭、地域、図書館、学校では次のような取組を行うことが必要です。

読書環境の充実

- ・子どもの発達段階や子どもの状況に応じて、本に触れる機会が増えるよう支援します。
- ・読み聞かせ用図書等、子どもの読書活動の推進のために必要な資料の団体貸出を行います。
- ・市町村立図書館と連携し、地域の諸施設の図書室・図書コーナーの設置、図書の充実を支援します。
- ・市町村と協力し、学校図書館の計画的な整備を進めるとともに、蔵書の質的・量的な充実を図られるよう支援します。
- ・学校図書館をより有効に活用できるよう、引き続き司書教諭や学校司書の配置を進めるよう努めます。
- ・多様な背景を持つ児童・生徒にとって、居場所にもなるような読書や学習の場を提供できるように努めます。

市町村及び市町村立図書館は、次のような取組を行うことが期待されます。

- ・ホームページの公開、山梨県図書館情報ネットワークシステムを活用した図書資料の書誌・所蔵情報の提供等、インターネットを活用して情報化を推進します。

- ・学校図書館の機能の充実を図り、多様な図書館資料、複数紙の新聞を活用した授業に取り組めるような整備が望まれます。

子どもが本に接することのできる環境の整備

- ・子どもの成長や発達段階に応じた絵本や図書、主要な児童文学賞受賞作品等、子どもの本を積極的に収集・提供します。
- ・中学生・高校生世代の読書活動の推進のため、中学生・高校生向けの資料を積極的に収集します。
- ・培ってきた読書習慣を継続的に維持できるよう、また、学習のための利用や資料等の利用につなげられるよう、展示等を工夫し、学校図書館とも連携しながら情報発信を積極的に行います。
- ・年齢と子どもの興味関心に合わせて本を提示する等、サービスの工夫をします。
- ・子どもの発達段階や子どもの状況に応じて、本に触れる機会が増えるよう支援します。
- ・子どもたちや保護者が集まるイベントに際し、図書館職員や読書活動に関し専門的知識を持つ地域のボランティア等の参画を得ながら、子どもが読書に親しむ取組を行います。

特別な支援を必要とする子どもの特性や状況等に合わせた書籍の整備

- ・特別な支援を必要とする全ての子どもたちに豊かな読書体験を提供できるように、アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実を図ります。
- ・特別な支援を必要とする子どもの読書活動を支援するため施設面での配慮を行い、触わる絵本¹⁶や布の絵本¹⁷、拡大図書¹⁸、LLブック¹⁹、大活字本²⁰等の資料を充実させます。
- ・特別支援学校等と連携して、子どもの読書活動に関する情報交換や、年齢や障害の種類・程度に応じた図書資料を収集・提供します。

日本語能力に応じた支援を必要とする子どもへの読書活動の推進

- ・日本語能力に応じた支援を必要とする子どもが読書に親しむことができるよう、積極的に外国語資料を収集・提供します。
- ・日本語能力に応じた支援を必要とする子どもにとって分かりやすい図書館の利用案内、館内表示及び掲示を整備します。
- ・日本語能力に応じた支援を必要とする子どもの読書活動支援を通して、多くの子どもたちが、多様な言語や価値観を持つ外国文化を理解するための読書環境づくりに努めます。

○図書館

【県立図書館】

家庭、地域、図書館、学校の役割を実現していくために、県及び県立図書館は、次のような取

¹⁶ 視覚障害児のために、布、ビニール、毛皮等の素材により、実物に似た形に切り抜いたものを貼り付け、感触によって鑑賞させることを目的につくられた絵本。

¹⁷ 厚手の台布に絵の部分をアップリケし、マジックテープやスナップ、ボタン、ファスナー、紐で留めたり、外したり、結んだりできるようにし、絵本と遊具の性質を兼ね備えた図書。

¹⁸ 既に発行された図書を大きな文字に書き直して作成した本。文字を拡大することによって読むことが可能になる弱視者や高齢者に適している。

¹⁹ やさしい言葉で分かりやすく書かれた本。ピクトグラム（絵文字）や写真・図を使って理解を助けている。

²⁰ 目の見えにくい方にも読みやすいように、大きな文字で書かれている。

組を行います。

電子書籍を含む図書館資料の充実と利用促進

- ・タブレット等スマートデバイスで読書ができ、来館しなくても貸出が可能な電子書籍を含む、図書館資料の充実及び利用促進を図ります。
- ・多様な子どもたちの読書機会の確保、非常時における図書等への継続的なアクセスを可能とするため、電子書籍やデージー図書²¹の利用促進を図ります。



県立図書館では児童向けの電子書籍、デージー図書を収集、提供しています。電子書籍はスマートフォンやパソコンからいつでも読むことができ、また、字の大きさを変えることや、内容を音声で聴くことができるものもあります。

デージー図書は、図書の内容を録音して音声にした音声デージーと、文字や画像をハイライトしながら音声と一緒に読むことができるマルチメディアデージーがあります。

相談体制の整備・充実

- ・子どもの読書活動に関する総合的な窓口として、県内の取組事例や子どもの本と子どもの読書に関する情報を収集し、関係機関や団体等との連携に努めます。
- ・子どもの読書活動に関する相談や、レファレンス・サービスを行います。相談の多い内容については「子どもの読書に関するQ&A」等を作成し、気軽に利用できる相談窓口の広報に努めます。
- ・市町村立図書館の要請に応じて、地域における子どもの読書活動推進の拠点としての図書館サービスや運営に関する助言を行い、県全体の子どもの読書活動の推進の向上に努めます。
- ・図書館未設置町村に対して、子どもたちがより充実した図書館サービスを享受できるよう、公民館図書室等の業務運営への支援・協力を努めます。
- ・読書ボランティアからの読書活動に関する相談に応じます。
- ・関係機関等の要望に応じて職員等を講師として派遣し、読書の大切さや本の選び方、本の紹介等の講座や実技を通して、子どもの読書活動の推進を支援します。

²¹ デージー (DAISY) 図書とは、Digital Accessible Information Systemの略で、「アクセシブルな情報システム」と訳されるデジタル録音図書の国際標準規格。視覚障害等により、普通の印刷物を読むことが困難な方々のために、カセットテープに代わるものとして開発された。

○学校等

【学校】

学校の役割を実現していくために、学校は、次のような取組を行うことが重要です。

魅力ある学校図書館に向けた環境の整備・充実

- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現ために、地域の図書館等の活用を積極的に図り、子どもたちにとって必要な資料が整備されることが重要です。

学校種間の移行段階における取組の推進

- ・小学校入学、中学校入学、高等学校入学時に学校図書館の利用方法を伝えるオリエンテーションを充実させることが重要です。学習に効果的に活用できるように資料や情報を入手し、利用する方法も併せて指導することが重要です。

学校図書館DX化の推進

- ・個別最適で協働的な学びを実現するために、学校図書館のICT化の環境整備、1人1台端末と連携した図書館の積極的な利活用をすることが重要です。

4 普及・啓発

(1) 広報・啓発

子どもの自主的な読書活動を推進していくためには、家庭における保護者、学校における教職員等、子どもの身近にいる大人が読書に親しむ姿勢を示すとともに、子どもの読書活動の意義や重要性について理解していくことが必要です。

また、地域社会全体で子どもの読書活動を推進していくために、広く県民に対して子どもの読書活動についての理解を促すことが大切です。さらには、読書を通じた地域づくりも望まれます。

(2) 各種情報の収集と提供

社会全体で子どもの読書活動を推進していくためには、子どもの読書活動に関する情報をいつでも、どこでも、だれでも利用できることが大切です。

多くの人々が、子どもの読書活動の様々な事業や取組等に関する情報に容易に接し活用できるようにすることで、広く県民の興味や関心を引き出すことが期待できます。さらに、子どもの読書活動に携わる人たちの意欲を高めることにもつながります。学校、公立図書館、民間団体、ボランティア等における、子どもの読書活動に携わる人たちのそれぞれの特色を生かして子どもの読書活動の推進に取り組むよう働きかけを行うとともに、その優れた取組を奨励し、広く紹介することが大切です。

○共通

家庭、地域、図書館、学校等の役割を実現していくために、県、県立図書館及び関係機関は、次のような取組を行うことが必要です。

各種読書イベント等の情報収集と提供

- ・読み聞かせや親子読書等、家庭における読書活動に役立つ情報や関連イベント情報等を積極的に提供します。

「子ども読書の日」「こどもの読書週間」「読書週間」等における普及・啓発

- ・「子ども読書の日」²²（4月23日）や「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）、「読書週間」（10月27日～11月9日）を通して、こどもの読書活動についての関心が深まり、子どもが積極的に読書活動を行う意欲が促進されるよう、その理念にふさわしい事業を行うよう努めます。
- ・読書ボランティアやNPO等の民間団体等と連携し、親子読み聞かせ講座や資料紹介展示、「子ども読書の日」における子どものための読書推進イベント等を開催し、読書に親しむ機会の提供に努めます。

インターネット、SNSを活用した普及・啓発

- ・読み聞かせや親子読書等、家庭における読書活動に役立つ情報や関連イベント情報を、ホームページ等を通じて提供します。
- ・子育てを支援する「やまなし子育てネット」を通して、読み聞かせの本に関する情報を提供します。
- ・ホームページの充実を図り、「やまなし子どもの読書情報」や「子ども読書支援センターニュース」²³、パンフレット、ブックリスト等、家庭への啓発や情報提供を行います。
- ・こどもの読書活動に役立つ様々な情報や推薦図書等を、ホームページ、新聞、テレビ等を通じて積極的に提供します。
- ・こどもの読書活動の推進に関する先進的な取組や特色ある事例、連携・協力事例等を収集し、ホームページ等で積極的に紹介していきます。



小学校1・2年生編 小学校3・4年生編 小学校5・6年生編 中学生編

山梨県子ども読書支援センターでは、子どもの発達段階に合わせた推薦図書リスト「いいね！の本だな」を作成・配布し、ホームページにも掲載しています。「物語」「科学」「いのち・心」などのジャンル別に紹介し、読書離れが進む中学生向けには、本に興味を持ってもらえるよう、本に関連するキーワードやフレーズに#（ハッシュタグ）をつけるなどの工夫をしています。

²² 「子どもの読書活動の推進に関する法律」の中で、4月23日を「子ども読書の日」と定めている。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられた。国、地方公共団体は、子ども読書の日理念にふさわしい事業を実施することが求められている。

²³ 山梨県子ども読書支援センターが発行している情報誌。センターの事業や活動内容を広く情報発信している。

子どもの読書活動の意義や重要性を伝える取組

- ・おはなし会等を実施し、保護者に読書の大切さを伝える普及・啓発事業を行い、親子で読書に親しむ機会を提供します。
- ・保護者を対象とした読み聞かせや本の選び方、子ども本との出会わせ方の講習会等を実施します。
- ・子育て支援事業、資料紹介展示、「子ども読書の日」における読書推進イベント等を開催し、読書の大切さを伝えるとともに、家族で読書活動に親しむ機会を提供します。
- ・NPOとの連携を通じて、子どもの読書活動の意義や重要性について広く理解を深める機会を提供します。
- ・市町村及び市町村立図書館と連携し、様々な機会を利用して、保護者に対して読み聞かせの大切さや読書活動の意義についての理解を図ります。

調査の実施

- ・子どもの読書活動に関する調査を行い、情報を提供するとともに、今後の取組に生かします。

県民の読書活動の推進

- ・子どもを取り巻く県民の読書活動を推進するため、情報の提供、普及・啓発等の取組に努めます。
- ・県民一人ひとりの読書への関心を高め、読書習慣を確立するため、「贈りたい本大賞」や「ビブリオバトル」、「ブックフェア」などを実施します。

〇図書館

【県立図書館】

県立図書館の役割を実現していくために、県及び県立図書館は、次のような取組を行います。

子どもの読書活動の意義や重要性を伝える取組

- ・子どもの本に関連する県内外の取組事例や国・県の政策等、各種情報を盛り込んだ「やまなし子どもの読書情報」や、人材育成講座や展示紹介など子ども読書支援センターの活動を紹介した「子ども読書支援センターニュース」を発行します。
- ・子どもの本とその研究書、子どもの読書活動、県内各地で活躍している読書ボランティア等の民間団体に関する情報を収集し、ホームページ、メディア等を通して積極的に情報を提供します。
- ・子どもの読書活動に関わる大人のため、児童文学作家の研究書をはじめ、子どもの本に関する研究書、子どもの読書活動に関する調査研究資料等を積極的に収集・提供します。

〈事例〉 笛吹市石和図書館の取組

特別な支援を必要とする子どもの特性や状況等に合わせた書籍の整備を進めています。



「りんごの棚」とは、特別なニーズのある子どもたちを対象とした児童書を展示した棚です。スウェーデンで生まれ、世界各地に広がっています。笛吹市石和図書館では2022年9月に「りんごの棚」を設置しました。「みんなが読書を楽しめるように」をテーマに資料の収集・展示を行っています。主に以下の本を展示しています。

- ・点字付き絵本などの「点字の本」
 - ・大きな文字で書かれている「大活字本」
 - ・やさしくわかりやすいように工夫されて作られている「LLブック」
 - ・ページに凹凸などがある「さわって楽しむ絵本」
 - ・「手話について学べる本やDVD」
- ※「りんごの棚」の資料は全て貸出可能です。

実際に本を手に取り、読んだり触ったりして「りんごの棚」の本の魅力を感じて下さい。笛吹市には石和図書館、御坂図書館、一宮図書館、八代図書館、春日居ふるさと図書館の5つの図書館があり、市内全ての図書館に「りんごの棚」を設置していく予定です。

第4章 推進体制の整備

子どもの読書活動を効果的に推進していくためには、家庭、地域、学校、図書館、県・市町村、関係諸機関、民間団体等が、それぞれの役割を十分に果たしつつ、情報を共有し、連携・協力して社会全体で取り組んでいく必要があります。今後、よりきめ細かく子どもの読書活動を推進していくために、次のような取組を進めていきます。

1 子ども読書支援センターの活用推進

子ども読書支援センターは、子どもの読書活動に携わる人や子どもの読書活動の推進を行う機関・団体を積極的に支援し、子どもの読書活動の推進を図る拠点としての役割を担ってきました。今後も引き続き、資料や情報の収集・提供、人材の育成、普及・啓発、関係機関・団体への支援・協力等により、子どもの読書活動の推進に取り組んでいきます。

2 諸機関の連携・協力

(1) 図書館間の連携・協力

図書館は相互に連携し、協力し合うことで、より効果的に子どもの読書活動を推進することができます。県立図書館及び子ども読書支援センターが中心となり、市町村立図書館や公民館図書室等とのネットワークを強化し、県内全ての地域に充実した読書環境を提供できるよう取り組んでいきます。

(2) 図書館と諸機関との連携・協力

図書館が、学校、幼稚園、保育所、認定こども園の他、児童館や公民館、放課後児童クラブ、放課後子供教室等の諸機関と連携した取組を行うことにより、地域における子どもの読書活動がより効果的に推進されます。既に、これまでも、図書館を中心に学校や児童館等への子どもの本の貸出や情報提供、研修の案内等を行ってきましたが、今後は一層、相互の情報交換を進め、連携・協力を強化していきます。

(3) ボランティア、民間団体との連携・協力

読書ボランティアをはじめとする個人や民間団体の活動も、子どもの読書活動を支える大きな役割を果たしています。これらの成果をさらに大きくしていくために、図書館だけではなく、学校や児童館、公民館といった機関との連携・協力が重要になっています。そのために、市町村や図書館がボランティアバンクの活用を一層充実させたり、ネットワークづくりを進める事業を行ったりする等、連携を推進し、社会全体で子どもの読書活動が推進されるよう体制を整えていきます。また、ボランティアや民間団体への情報提供や、ボランティア養成のための研修の実施等にも取り組みます。

3 市町村における推進体制の整備と支援

市町村や市町村立図書館は、子どもの読書活動を地域ごとにきめ細かく支えていく上で、中心となる重要な役割を担っています。県内の市町村立図書館は、その整備が進みつつあり、人口あたり

の図書館数は、全国的にもトップレベルにあります。しかし、まだまだ地域差があることは否めません。今後も地域の実情を踏まえながら、全ての子どもたちに豊かな読書活動の場が与えられるよう「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準²⁴」及び国の第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」に基づいて、市町村立図書館の設置・整備・充実を図ることが必要です。

住民に対して適切なサービスを提供するために、市町村立図書館の設置を推進するとともに、住民の生活圏、市町村立図書館の利用圏等を十分に考慮し、分館等の設置や移動図書館車の活用により、当該市町村の全域にサービスが行き渡るよう配慮することが期待されます。

また、子どもの読書活動を確実に推進していくためには、市町村ごとの「子どもの読書活動推進計画」を策定していくことが必要です。国の第五次基本計画では、市部で100%、町村部で80%以上の策定率を目標に掲げています。市町村には国や県の計画を基本とし、成果と課題を振り返り、子どもの読書活動推進計画の策定に向けて積極的に取り組むことが求められます。県は、策定のための支援と情報提供を丁寧に行っていきます。

4 計画の進行管理

県は、この第4次推進実施計画が、着実かつ効果的に推進されていくために、学識経験者、公立図書館関係者、学校関係者、読書活動推進団体関係者等で組織する「山梨県子ども読書活動推進会議」を開催し、施策の進行管理を行います。推進会議は、原則として毎年開催し、調査による目標達成状況等の把握を行い、成果と課題を把握し、改善策を検討します。

5 数値目標

理念の実現に向けて、達成が期待される数値目標を設定します。

項目		実績値 (令和5年)	目標値 (令和10年)
① 図書室・図書館の非利用率 (全く利用しない人の割合)	小学校	38.5%	19%
	中学校	46.8%	30%
② 不読率(平日、学校の授業以外で 読書をしない人の割合)	小学校	21.1%	12%
	中学校	28.2%	22%
③ 公立高校における学校図書館貸出数 (年間一人あたりの平均貸出冊数)		5.0冊※1	12冊
④ 市町村ブックスタート実施率		92.6%※1	100%
⑤ ボランティア活用率	小学校	78.8%※2	100%
	中学校	8.8%※2	17%
⑥ 市町村の推進計画策定率		74.1%※1	100%

※1の数値は令和4年度 ※2の数値は令和2年度

典拠資料

- ① ②は「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)
- ③は「学校図書館白書」(山梨県高等学校研究会学校図書館部会)
- ④は「山梨県の図書館—山梨県図書館白書—」(山梨県立図書館、山梨県公共図書館協会)
- ⑤は「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)
- ⑥は「都道府県及び市町村における子どもの読書活動推進計画の策定状況について」(文部科学省)

²⁴ 平成13年に文部科学省が告示した望ましい公立図書館の基準。平成24年改正。

【関連する県の事業一覧】

【家】…家庭 【地】…地域 【図】…図書館 【幼】…幼稚園、保育所、認定こども園等
 【学】…学校 【普】…普及・啓発

事業内容		家	地	図	幼	学	普
1	子ども読書啓発活動用パンフレット作成 読み聞かせやおはなし会等の実践に役立つ具体的なノウハウをまとめたガイドブックを作成・配布します。	○	○	○	○	○	○
2	親子で楽しむ読み聞かせ講座の開催 読書ボランティアや民間団体等と連携し、定期的に親子で読書活動に親しむ機会の提供に努めます。	○	○	○		○	
3	子どもの読書普及の資料展示 子どもの読書活動について、関心と理解を深めるとともに、子どもの読書意欲を高めるために、「子ども読書の日」「こどもの読書週間」等に資料展示等を開催します。	○	○	○	○	○	○
4	保護者を対象とした読み聞かせ講座の開催 読書ボランティアや民間団体等と連携し、家庭における読み聞かせや、読書の時間の持ち方等について紹介する講座を開催します。	○	○	○	○	○	○
5	ホームページやSNS等による情報提供 ・図書館で行われる子ども向けの読書イベントやおはなし会、保護者向けの講座、子どもの本の紹介等、家庭における子どもの読書活動に役立つ情報をホームページやSNS等を通じて提供します。 ・県内外の子どもの読書活動に関する動きや、特色ある取組、子どもの本やイベント情報等、さまざまな情報を、ホームページを通じて積極的に発信します。 ・子どもが図書館に興味を持ち、身近な学校図書館や地域の図書館の利用につながるよう、キッズページや中学生・高校生向けのウェブページを設け、本や読書、図書館に関する情報を発信します。	○	○	○	○	○	○
6	各種メディアを活用した情報提供 新聞、ラジオ、子育て支援誌等への読書推進記事、絵本等の紹介を行います。	○	○	○	○	○	○
7	「やまなし子どもの読書情報」の発行 子どもの読書に関連する県内外の取組事例や国・自治体の政策等、各種情報を盛り込んだ「やまなし子どもの読書情報」を発行します。	○	○	○	○	○	○
8	子どもの発達段階に応じたブックリスト等の作成・配布 市町村立図書館、ボランティア団体等と協力し、子どもの発達段階に応じた推薦図書を紹介するブックリスト等を作成・配布します。	○	○	○	○	○	○
9	「やまなし子育てネット」への読み聞かせの本に関する情報提供 子育てを支援する「やまなし子育てネット」を通して、読み聞かせの本に関する情報を提供します。また、同内容をやまなしくらしねっとよりメールマガジンにて登録者あて配信します。	○	○	○	○	○	○
10	子どもの読書に関する相談、レファレンス・サービスの実施 ・子どもの読書や子どもの本に関する質問に対し、個々のケースに合わせて対応する窓口を設け、相談に応じます。 ・子どもの読書に関する質問をまとめ、「子どもの読書に関するQ&A」としてホームページ等で紹介します。	○	○	○	○	○	○
11	子どもの読書オープンカレッジ 子どもの読書活動推進に携わる人々の技術の向上を目的とし、子どもの成長や読書に関する基礎知識、実技について学ぶ入門講座を、山梨大学との連携事業として実施します。	○	○	○	○	○	○
12	子どもの読書ステップアップ講座 子どもの読書活動を推進する中核となって活動できる人材の育成を目的に、専門研修を開催します。	○	○	○	○	○	○
13	子ども読書ボランティアバンク 県内の子どもの読書活動に関係するボランティア、読書団体の活動内容や連絡先を紹介します。	○	○	○	○	○	○
14	子どもの資料及び情報の整備・充実 ・子どもの成長や発達段階に応じた、絵本や子どもの本等を積極的に収集し提供します。また、特別な支援を必要とする子どものための資料や、日本語能力に応じた支援を必要とする子どものための外国語資料を収集し、提供します。 ・子どもの本に関する研究書、子どもの読書を推進するための資料を積極的に収集・提供します。子ども向け電子書籍の充実を図ります。 ・各施設の図書室・図書コーナーの図書の充実を促し、必要に応じて団体貸出等による資料の貸出を行います。	○	○	○	○	○	○

事業内容		家	地	図	幼	学	普
15	山梨県図書館情報ネットワークシステムの運営 県立図書館や県内市町村立図書館等の所蔵資料の書誌データを集積した総合目録データベースを構築し、インターネット上からも図書資料の所在情報を提供します。	○	○	○	○	○	○
16	ボランティアや高校生を対象とした研修会の開催及び支援 幼稚園、保育所、認定こども園、学校等で読み聞かせなどに関わるボランティアや、読み聞かせを学ぶ高校生(図書委員、保育進路希望者など)に子どもの読書について学ぶ機会を提供し、支援します。	○	○	○	○	○	
17	県の広報番組での啓発活動 家庭教育推進事業における幼児教育テレビ番組など県の広報番組等を通じて、子どもの読書の重要性を伝えていきます。	○		○	○		○
18	手話によるおはなし会の開催 読書ボランティアと連携し、手話による絵本の読み聞かせやアニメーション等を通じたおはなし会を開催します。		○	○	○	○	
19	外国語によるおはなし会の開催 読書ボランティアと連携し、外国語の絵本の読み聞かせを行います。また、海外の風土や文化、人々の暮らし等を紹介します。		○	○	○	○	
20	団体貸出の実施 子どもの読書活動を推進する諸機関に対し、必要となる資料の団体貸出を実施します。		○	○	○	○	
21	外国語による利用案内・館内表示及び掲示の整備 日本語能力に応じた支援を必要とする子どもたちのための利用案内、館内表示及び掲示を整備します。			○	○	○	
22	学校支援セットの貸出 学校における読書活動推進のため、調べ学習や朝の読書等に役立つ資料をテーマ毎にセットにして貸出します。			○		○	
23	パスファインダーの作成と活用 ・調べ学習のためのテーマ別リストやパスファインダーを作成・蓄積します。 ・小学生・中学生や高校生が、調べ方を学べるようパスファインダーを提供します。			○		○	
24	学校図書館を活用した学習の推進 ・学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能の充実を図ります。 ・学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善の周知をします。			○		○	
25	子どもの発達段階に応じた読書推進プログラム等の研究、開発 発達段階別の読書推進プログラムを作成・研究し、その成果を公開します。			○	○	○	
26	子どもの読書に関する統計及びアンケート調査の実施 県内の子どもの読書活動を推進していく上で参考となる統計やアンケート調査を計画的に実施し、今後の取組に活用します。			○		○	○
27	山梨県子ども読書活動推進会議の開催 県の推進実施計画を実現するため、山梨県子ども読書活動推進会議を設置・開催し、子どもの読書活動の推進体制の検討、子どもの読書活動推進に関わる諸機関の連携の促進、子どもの読書活動推進に関する調査・研究、子どもの読書活動推進に関する情報交換などを行います。	○	○	○	○	○	
28	図書館見学ツアーや職場体験、インターンシップ等の受入 見学者やインターンシップの受入れを通して読書活動の理解と普及を図り、加えて図書館の利用案内や活用法等の周知をします。			○	○	○	○
29	学校図書館情報システム推進事業 県立高校の図書館データを共有化し、図書の相互貸借、主体的な学習を推進します。					○	
30	図書館を活用した授業づくり研修会 主体的・意欲的な学習活動につながる学校図書館を活用した学習指導について学ぶ研修を行います。					○	
31	文学館等における事業の開催 県立文学館、県立博物館、県立考古学博物館等において、子どもを対象とした参加型・体験型の教室を開催することにより、子どもたちに歴史や文学を身近に感じ、興味をもってもらう機会を提供します。					○	○
32	やまなし読書活動促進事業 県民一人ひとりの読書への関心を高め、読書習慣を確立するため、「贈りたい本大賞」や「ビブリオバトル」などを実施します。						○
33	しなやかな心の育成推進事業 自分や他人の生き方・存在を認め合い、自他を敬愛する、子どもたちの「しなやかな心」を社会全体で育てるため、「家読(うちどく)推進事業」を実施します。	○					○

山梨県子ども読書活動推進実施計画（第4次）（R6～R10年度）体系図

○具体的施策の体系

実施目標	施策	具体的な取組の内容など
◆子どもの読書活動を推進するための社会全体での取組	共通事項（家庭、地域、図書館、学校等における子どもの読書活動の推進）	子どもの発達段階に応じた読書活動の推進 家庭、地域、図書館、学校等との連携 推薦図書リストの作成、配布、活用の推進 読み聞かせ会等読書の楽しさを知るイベント等の充実
	家庭における子どもの読書活動の推進	ブックスタート等による本と出会う場づくりの普及・促進
	図書館における子どもの読書活動の推進	子どもの意見を取り入れた図書館運営 調査・研究、開発機能の強化 学校等への支援 連携・協力体制の整備
	学校等における子どもの読書活動の推進	子どもの意見を取り入れた学校図書館運営 子どもが主体となって実施する活動や協働的な活動の推進 体験活動、探究的活動と連動した取組の推進 情報リテラシー教育の推進 コミュニティ・スクール、地域学校協働活動と連携した読書活動の推進 学校図書館を活用した学校全体での取組の推進
◆子どもの読書活動を推進する人材の育成	共通事項（家庭、地域、図書館、学校等における子どもの読書活動の推進）	図書館職員、教職員、子育て支援に関わる職員への研修実施による専門性の向上 保護者、読書ボランティア等への講座の開催等による読書活動の支援 人材育成のための情報の提供
◆子どもの読書活動を推進するための環境整備・充実	共通事項（家庭、地域、図書館、学校等における子どもの読書活動の推進）	読書環境の充実 子どもが本に接することのできる環境の整備 特別な支援を必要とする子どもの特性や状況等に合わせた書籍の整備 日本語能力に応じた支援を必要とする子どもへの読書活動の推進
	図書館における子どもの読書活動の推進	電子書籍を含む、図書館資料の充実と利用促進 相談体制の整備・充実
	学校等における子どもの読書活動の推進	魅力ある学校図書館に向けた環境の整備・充実 学校種間の移行段階における取組の推進 学校図書館DX化の推進
◆子どもの読書活動推進のための普及・啓発	共通事項（家庭、地域、図書館、学校等における子どもの読書活動の推進）	各種読書イベント等の情報収集と提供 「子ども読書の日」「こどもの読書週間」「読書週間」等における普及・啓発 インターネット、SNSを活用した普及・啓発 子どもの読書活動の意義や重要性を伝える取組 調査の実施 県民の読書活動の推進

○推進体制の整備

推進体制の整備	子ども読書支援センターの活用推進 諸機関の連携・協力 市町村における推進体制の整備 計画の進行管理 数値目標の設定
---------	---